

# 群馬大学共同教育学部附属教育実践センター長選考規程

令和2.4.1 制定

(趣 旨)

第1条 群馬大学共同教育学部附属教育実践センター長（以下「センター長」という。）の選考は、群馬大学共同教育学部附属教育実践センター規程第7条第2項の規定に基づき、この規程の定めるところにより学長が行う。

(選考の時期)

第2条 センター長の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) センター長の任期が満了するとき。
- (2) センター長が辞任を申し出たとき。
- (3) センター長が欠員となったとき。

2 前項第1号の場合は、任期満了の1月前までに、同項第2号又は第3号の場合は、速やかに行う。

(センター長の資格)

第3条 センター長の資格は、共同教育学部の主担当を命じられた教授又は教育学研究科の主担当を命じられた教授で共同教育学部を担当するものとする。

(選考の方法)

第4条 センター長候補者の選考は、共同教育学部教授会（以下「教授会」という。）の構成員の選挙により行う。

(選挙の方法)

第5条 選挙は、単記無記名投票とし、不在者投票は認めない。

第6条 センター長候補者の当選者は、有効投票数の過半数を得た者とする。

2 前項に該当する者がいないときは、得票上位の者2人（得票同数の者は、これを加える。）について更に投票を行い、得票多数の者を当選者とする。

3 前項の投票の結果、得票同数となった場合には、年長者を当選者とする。

(学長への報告)

第7条 教授会は、第4条の選挙の結果による当選者を、センター長候補者として学長に報告する。

(センター長の任期)

第8条 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えて在任することができない。

2 第2条第1項第2号及び第3号に該当する理由に基づき、センター長となった者の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。ただし、前任者の残任期間が1年に満たない場合は、その期間に1年を加えた期間とする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。